

場内取締要綱

平成1年3月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市公設青果物地方卸売市場業務条例（昭和63年防府市条例第10号）第78条及び第79条に規定する市場内の秩序保持等の細部事項を定め、市場内における公共の利益及び秩序の保持等を図り、もって市場における業務の適正かつ円滑な運営を確保することを目的とする。

(禁止行為)

第2条 市場に入場する者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他人の物品を窃取すること。
- (2) 暴力、傷害、脅迫等の行為をすること。
- (3) 他人の売買取引を故意に妨害すること。
- (4) 故意に建物及び器物を損傷すること。
- (5) 落書等により施設を汚損すること。
- (6) 許可なく市場施設にポスター、ビラ等を貼付すること。
- (7) 卸売場内で洗車すること。
- (8) 立小便等の不衛生な行為をすること。
- (9) 台車等を所定の場所以外に放置すること。
- (10) 場内において政治活動をすること。
- (11) 市職員及び市場関係者のうち市長が指名する委員及び警備員の指示に従わず、又は反抗的な言動をすること。
- (12) せり業務中、当該業務に関係ない者が卸売場内に立ち入ること。
- (13) 許可なくたき火等をすること。
- (14) 危険物を持ち込み又は使用すること。
- (15) ごみ類を定められた場所以外の所に投棄すること。
- (16) 第3条に定める交通規則に違反すること。
- (17) その他前各号に類する行為又は他の法令に違反する行為を行うこと。

(交通規則)

第3条 市場内に入場する車両は、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 市場に車両を入場させようとする者、又は市場内において車両を使用しようとする者は、所定の登録を行い、市場入場車証（別紙様式）の交付を受けて見やすい箇所に表示しなければならない。
- (2) 市場内においては、定められた場所以外に駐車をしてはならない。
- (3) 市場内の自動車制限速度を守り、交差点においては必ず安全の確認をしなければならない。

(4) 市場内における車両は、駐車場を縦横断してはならない。

(5) 市場内においては、みだりに警笛を鳴らしてはならない。

(入場取締まり)

第4条 出荷者、運送業者等の市場関係者以外の者及び開場時間外に場内に入りする者は、守衛所に申し出て、その指示に従わなければならない。

(持込み禁止等の条件)

第5条 家畜その他の動物、又は有害な物品若しくは市場に関係しないものを、場内に持込みをしてはならない。

2 市場において必要としないもの、又は現に使用していないものを場内に放置してはならない。

3 市長は、第1項又は第2項に違反する行為があったときは、その行為者又は物件の所有者若しくは占有者に対し、撤去又はその他の措置について必要な指示をすることができる。

(物品の管理責任)

第6条 市場内における取扱物品は、所有者が管理し、紛失・盗難等のないよう常に注意しなければならない。万一紛失・盗難等があっても市長はその責めを負わない。

(事故等の届出)

第7条 市場の建物及び器物等の損傷があったとき、又は場内で車両等の交通その他により人の死傷及び器物の損傷があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(違反者に対する措置)

第8条 市長は、この要綱に違反する者に対し、警告、退場、入場停止等の処分を行うことができる。

2 市長は、市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その補修又はその費用の弁償を命ずることができる。

附 則

この要綱は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定による知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

市場入場車両届出書

年 月 日

防府市長 様

住所又は所在地
商号又は名称
氏名又は代表者名
電 話

防府市公設青果物地方卸売市場・場内取締要綱第3条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

	車 種	登 録 番 号
業務用 通勤用		

※ 管理事務所記載欄
(届出者はこの欄に記入しないでください。)

台 帳		車 証	
--------	--	--------	--

入 場 車 両 登 録 証

年 月 日

防府市公設青果物地方卸売市場

買受人番号	
-------	--

注 意

1. 市場内に駐車中は、本証をダッシュボード上に置き、外部から確認できるようにしておくこと。
2. 定められた場所以外には駐車しないこと。
3. 本証を紛失した時は届け出ること。
4. 駐車場内の事故については、責任を負わないので各自で注意すること。